

化審法の優先評価化学物質の見直しについて

令和5年1月
厚生労働省
経済産業省
環境省

1. 背景

優先評価化学物質の見直しについては、これまで、リスク評価（一次）評価Ⅱの結果に基づき第二種特定化学物質に該当しないと考えられた物質や、過去3年以上、低生産量化学物質の審査における特例措置との整合性を考慮し、製造・輸入数量の全国合計が10t以下となる場合、又は化審法の少量新規化学物質の届出における特例措置との整合性を考慮し、推計排出量が1t以下となる場合に該当する物質（数量監視物質）については、化審法第11条に基づき、優先評価化学物質からの取消しを行っている。

令和3年9月開催の三省合同審議会¹において、スクリーニング評価・リスク評価の更なる合理化・加速化に向けた取組の1つとして、優先評価化学物質への指定後に新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いて優先度マトリックスに当てはめ、リスク評価（一次）評価Ⅰ又は評価Ⅱの段階においてリスク懸念のない物質の機動的な優先取消しを検討することとされ²、検討結果は「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」³へ反映されている。

2. 今回実施した優先取消方法

上記1.の検討の結果「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」の4.の(3)へ反映した方法に基づき、次の条件に該当する場合には、優先評価化学物質の取消しに相当すると判断する。なお、デフォルト適用等によって優先指定された物質の扱いについては、今後の検討課題とする。

- (ア) 優先度マトリックスにおける優先度が、3年連続で「外」となる物質
- (イ) 過去3年間の優先度が「低」又は「外」で構成される物質（3年連続「外」であるものを除く。）
については、PRTR情報及びモニタリングデータを活用し、スクリーニング評価における専門家による詳細評価の判断基準も参照して、以下の2つの条件を満たす物質
 - ・3年間のPRTR情報による優先度も「低」又は「外」で構成される物質
 - ・モニタリングデータは、いずれの地点においてもHQ及びPEC/PNEC比が小さい物質
- (ウ) 人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質については、両方が上記(ア)又は(イ)に該当する物質

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2021_02.html

² https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2021_02_01_01.pdf

³ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf

37

38

39 **3. 優先取消を行う物質**

40 上記2に従い、2019年度までに優先評価化学物質に指定された物質（約200物質）を対象に、具
41 体的な優先取消の候補物質を検討した結果を、別紙1（人健康影響）及び別紙2（生態影響）に示す。

42

43 **4. 今後について**

44 上記3に該当する物質については、従前の取消方法により選定された物質とともに本年度末に優
45 先評価化学物質の取消しを行い、一般化学物質としてスクリーニング評価を行っていく。

46